

## 整備協力金の負担に関する協定書

中央区（以下「甲」とする。）と（以下「乙」とする。）は、中央区附置義務駐車施設整備要綱（平成15年9月4日15中東京都第161号。以下「要綱」という。）第7条第3項の規定に基づき、乙が行う開発事業に伴う同条第1項の整備協力金の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象開発事業）

第1条 本協定の対象開発事業の範囲、位置及び内容は、別紙のとおりとする。

（整備協力金）

第2条 乙は、前条の開発事業を行うに際し、金 円を整備協力金として負担するものとする。

（納付時期等）

第3条 乙は、前条の整備協力金を次に掲げる納付時期までに、甲に対し納付するものとする。

納付金額	納付時期
円	
円	
円	

（納付手続）

第4条 甲は、前条に掲げる納付時期に基づき、乙に対し納付の手続を指定するものとする。

（使途及び管理）

第5条 甲は、乙からの整備協力金の納付を受けたときは、整備協力金の使途目的にそって適正に管理執行するものとする。

（返還）

第6条 乙から受けた整備協力金は、開発事業の中止等特段の事由がない限り返還しないものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項又はこの協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。また、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
代表者 中央区長

乙